

締約国に関する情報
T T

トリニダード・トバゴ

附属書 B 1
T T

一般情報

国内官庁の名称	Intellectual Property Office, Office of the Attorney General and Ministry of Legal Affairs (Trinidad and Tobago) (法務省司法長官局知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ))
所在地及び郵便のあて名	3rd Floor, Capital Plaza, 11-13, Frederick Street, Port of Spain, Trinidad and Tobago
電話番号	(1-868) 226 44 76
ファクシミリ装置	(1-868) 226 51 60
電子メール	info@ipo.gov.tt
インターネット	www.ipo.gov.tt
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。
トリニダード・トバゴの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、法務省司法長官局知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
トリニダード・トバゴが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	法務省司法長官局知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ) (国内段階参照)
トリニダード・トバゴを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案
国際型調査に関するトリニダード・トバゴの規定	なし
国際公開に基づく仮保護	なし

[次頁に続く]

T T

トリニダード・トバゴ (続き)

T T

トリニダード・トバゴが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

トリニダード・トバゴが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)(a)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

なし